

歩道橋のネーミング権利

パートナー募集!

歩道橋ネーミングライツ事業について

歩道橋に愛称を命名することができる権利（ネーミングライツ）を売却し、その収入を道路の維持管理費に充てることで市民の安全・安心に役立ち、企業・団体等の広告の機会を拡大するとともに、地域貢献の場を提供することを目的とした事業です。

川口市では事業に賛同していただける企業・団体等（パートナー）を募集します。

対象歩道橋

市管理歩道橋等 17 橋（次頁以降の一覧、案内図を参照ください。）

契約料

1 橋あたり月額 15,000 円～（消費税別途）

※ペDESTリアンデッキは 1 橋あたり月額 25,000 円～

契約期間

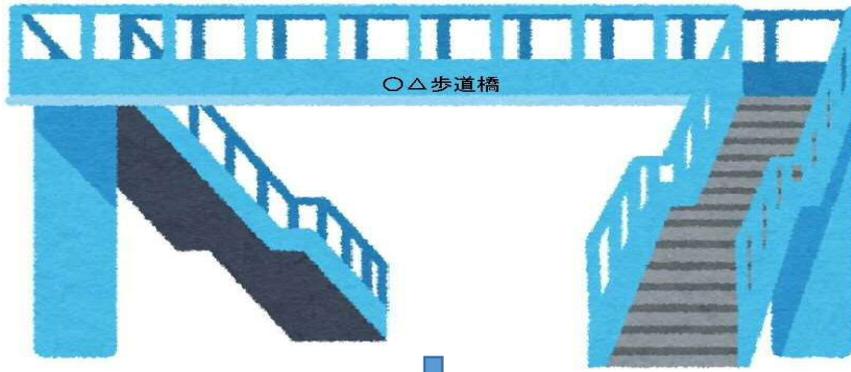
3 年以上

イメージ図



川口市マスコット「きゅほらん」

施工前



(例)

住宅建設実績〇〇年 〇〇建設 〇△歩道橋

← 愛称（文字面積+ロゴ面積）は5m以内 ← 既存名称 →
1文字=50×50cm以内

※愛称は、企業・団体名や商品名、キャッチフレーズやロゴマーク等（原則商標登録されたもの）です。

施工後



※ 応募方法、その他詳細については川口市ホームページよりご確認ください。

対象歩道橋一覧

令和6年5月30日現在

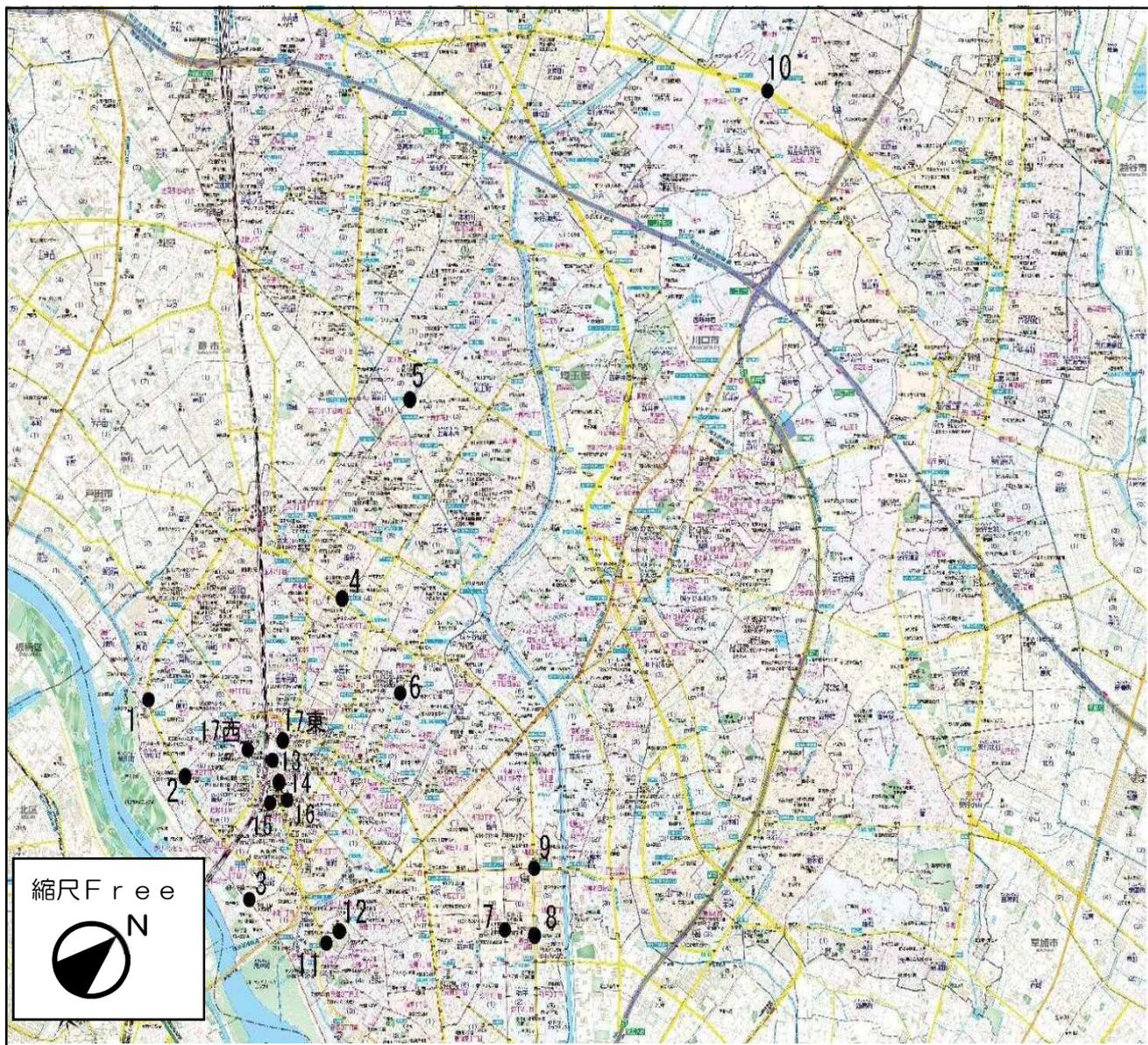
番号	歩道橋等名	所在地	路線名 (通称名等)	橋長 (m)	桁幅 (cm)
1	原町小学校前歩道橋	原町16番	幹線第1号線 (環状線通り)	19.6	60
2	むつみばし歩道橋	飯塚2丁目12番	幹線第1号線 (環状線通り)	14.4	桁なし 丸管
3	舟戸ひまわり橋	金山町16番	幹線第8号線	14	60
4	青木歩道橋	西青木2丁目13番	幹線第28号線 (西川口陸橋通り)	18.3	68
5	前川1丁目歩道橋	南前川2丁目24番	幹線第34号線 (青木町公園通り)	40.1	68
6	青木焼却場前歩道橋	青木3丁目24番	幹線第26号線	18.1	60
7	末広歩道橋	末広3丁目7番	幹線第16-1号線 (仁志町領家町線)	14.3	60
8	朝日東歩道橋	朝日6丁目20番	幹線第18号線 (南平工業団地通り)	13.3	60
9	あずま歩道橋	朝日4丁目20番	幹線第18号線 (南平工業団地通り)	31	130
10	きそろなかよし歩道橋	大字木曾呂715番	幹線第78号線	27.2	90
11	無名314号橋	元郷2丁目15番	幹線第82号線	28.6	95
12	無名315号橋	元郷2丁目15番	南平第99-2号線	13	95
13	ペDESTリアンデッキ (一部分のみ可)	栄町3丁目1番	中央第160号線 (幹線第76号線上)	266	80
14	ペDESTリアンデッキ	栄町3丁目6番	中央第161号線 (幹線第76号線上)	142	80
15	ペDESTリアンデッキ	川口1丁目1番	中央第162号線 (キュポラ広場上)	110	80
16	ペDESTリアンデッキ	川口1丁目1番	中央第163号線 (幹線第76号線上)	34.8	80
17	リリアパークトンネル	東口：幸町3丁目7番 西口：川口3丁目2番	幹線第20号線 (八間通り)	東7 西8.2	東60 西160

※パートナー契約中又は審査中等の理由により募集を中止している場合があります。詳しくは川口市HPをご覧ください。また、緊急工事や補修等によって応募を受けかねる場合があります。

※対象歩道橋一覧の番号と案内図の番号が一致しています。

対象歩道橋案内図

令和6年5月30日現在



※各歩道橋の詳しい図面はホームページをご覧ください。

イメージ図



川口市歩道橋ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市広告掲載要綱第4条の規定に基づき、歩道橋に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を企業・団体等に売却し、それにより得られる収入を道路の維持管理費に充当する事業（以下「歩道橋ネーミングライツ事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 歩道橋ネーミングライツ事業は、市が管理する歩道橋のうち、別に定める対象歩道橋について実施する。

(規格・標示位置)

第3条 歩道橋に標示する愛称の規格等は、川口市広告掲載要綱及び川口市広告掲載基準を満たし、別に定める募集要項に基づくものとする。

(資格)

第4条 市とネーミングライツの契約を締結する企業・団体等（以下「パートナー」という。）は、別に定める募集要項の趣旨に賛同し、川口市広告掲載基準を満たすものとする。

(募集方法)

第5条 パートナーの募集は、別に定める募集要項に基づき、原則として公募により行うものとする。

(選定)

第6条 パートナーは、市職員で組織する川口市広告審査委員会（以下「審査会」という。）において、契約料、契約期間、愛称等必要な事項を審査した上で決定する。

(優先順位)

第7条 優先順位は、別に定める募集要項に基づき決定するものとする。

(契約)

第8条 市は、審査会において決定されたパートナーと、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(期間)

第9条 歩道橋ネーミングライツ事業の契約期間は、概ね3年以上とする。なお、当該期間には愛称の標示及び消去に係る期間が含まれるものとする。ただし、市及びパートナーとの協議によりこれを変更又は更新できる。

(契約料)

第10条 契約料は、別に定める募集要項に基づき決定するものとする。

2 パートナーは、市が指定する期日までに契約料を納付するものとする。

(契約料の不還付)

第11条 納入された契約料は、原則還付しない。ただし、特別の理由があると認められる場合は契約料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

問い合わせ先

川口市歩道橋ネーミングライツ事業担当

川口市建設部道路管理課

埼玉県川口市三ツ和1-14-3

電話：048-280-1213

FAX：048-285-2001

Eメール：110.02000@city.kawaguchi.saitama.jp